

口頭弁論期日呼出状

被控訴人

塚

晃

殿

昭和 59年 5月 30日

東京高等裁判所第 13 民事部

裁判所書記官 中 根 正 枝

事件番号 昭和 59年(ネ)第 814 号

当事者名 { 控訴人 株式会社早川書房  
被控訴人 株式会社徳内書店外18

この事件の口頭弁論期日は、次のとおりですから  
出頭してください。

出頭の日時 昭和 59年 7月 25日 午<sup>前</sup>後 10時 00分

出頭の場所 東京高等裁判所民事第 82/号法廷  
(5階)

注 意

1. この事件について差し出す書面には、部名、事件番号、当事者名を書いてください。
2. 病気、その他やむを得ない事情で期日に出頭できないときは、期日前に期日変更申請書にその理由をくわしく書き、医師の診断書その他の証明書を添えて裁判所に差し出してください。
3. 当裁判所の所在地は、東京都千代田区霞が関1丁目1番2号、電話は、東京(581)5411(内線 2476 番)です。

最寄駅 国電有楽町…10分 地下鉄霞ヶ関…2分 桜田門…3分  
日比谷…5分

● 当庁には駐車設備はありません。

# 東京高等簡易裁判所案内

〒100 東京都千代田区霞が関1-1-4  
 電話(大代表) 03(581)5411  
 (内線 2836番)

